

労働者派遣法に基づく 派遣事業運営情報の提供

『労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律』に基づき、当社の派遣事業運営情報を報告いたします。

記

2019年4月 ～2020年3月

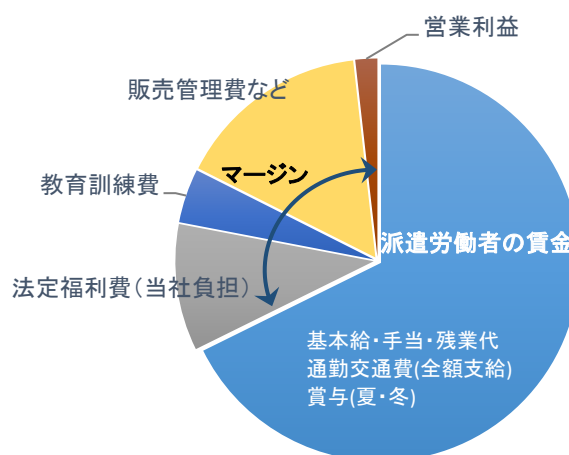
1. 事業所名称 大宮オフィス(旧小山オフィス)

2. マージン率 32.4%

マージン率 = (労働者派遣料金 - 派遣労働者賃金) ÷ 労働者派遣料金

上記マージン率には以下の項目を含みます

法定福利費
教育訓練に関する費用
福利厚生に関する費用
アスリート事業に関する費用
販売管理費(間接社員の賃金など)



3. 教育訓練に関する事項

・新入社員教育(6ヶ月)

「設計・製図教育」「3D-CAD教育」「ものづくり実習」をトータル6ヶ月間行うことで、お客様に高い技術を提供するための基礎を学びます。全期間、賃金を100%支給し、社員の費用負担はありません。
遠方の方には、マンスリーマンションを用意します。

・キャリアアップに関する教育訓練

当社の社員は全員無期雇用です。随時、教育を実施しキャリアアップを図っています。

4. 福利厚生に関する事項

- ・社会保険完備(雇用保険、労使保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険)
- ・年次有給休暇(入社時より10日付与)、特別休暇(慶弔、10年勤続祝)、育児休業 など
有給休暇取得奨励(2019年度 実績 13.2日)
- ・中小企業退職金共済加入 ・ 勤続年数に応じた退職加算金の支給を目的とした積立制度
- ・住宅手当、家族手当 ・ 慶弔見舞金制度 ・ 10年勤続祝金支給 ・ 配偶者誕生日プレゼント

5. アスリート事業の紹介

当社では 3名のテコンドー選手と1名の陸上選手を支援しております。
世界を目指すトップアスリートが競技を安心して続けられる環境を作り、会社の一体感を醸成している存在であるアスリートをダイテックスはこれからも応援していきます。

6. 労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している
労使協定の対象となる範囲	技術系社員
労使協定の有効期間	2021年 3月 31日

以上